

確 認 書

国立大学法人名古屋工業大学（以下、「法人」という。）と名古屋工業大学職員組合（以下、「組合」という。）は、平成20年人事院勧告に基づく就業時間短縮について、下記の事項に合意した。

このことを証すため、本書2通を作成し、法人と組合はそれぞれ記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

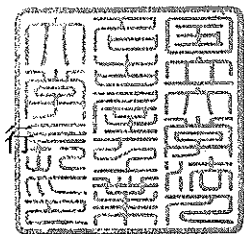
記

1. 組合は、平成20年人事院勧告に基づく就業時間短縮について、現行休息时间（一般職員は12時00分から12時15分まで、窓口業務担当職員は13時45分から14時00分まで、第二部担当職員は17時30分から17時45分まで又は19時15分から19時30分まで）を廃止し、廃止した休息時間を休憩時間とすることに合意する。
2. 法人は、週30時間雇用パートタイマーに、常勤職員と同様に夏季の特別休暇（年次有給休暇以外の有給の休暇）3日を付与する。
3. 法人は、1日の勤務時間が7時間45分となることに伴い、年次有給休暇の1日の時間換算については、国の動向をみて今後検討していくこととする。

平成21年2月25日

国立大学法人名古屋工業大学長

松 井 信



名古屋工業大学職員組合執行委員長

服 部 博

